

旧制高等学校長会議の研究

小暮 克哉・前田 剛・前田 玲子

【要旨】

本研究の目的は、大正後期の高等学校長会議の決議文書と会議の状況を報じた新聞記事を調査することにより、高等学校長会議の全体像を明らかにするものである。

分析の結果、以下の3点が明らかになった。

- (1) 文部省のコントロール下で会議が行われ、答申に現れる高校長の意見は限定的である。
- (2) 高校長は入学者数拡大よりも、教員の教育力や生徒の学力など質の向上を志向していた。
- (3) 調査期間の新聞報道は、入試改革に主眼がおかれ、教育内容や思想問題への言及は少ない。

キーワード：旧制高等学校、高等学校長会議、入学試験改革、人材育成

1. はじめに

旧制高等学校の制度が廃止されてから70年以上が経つ。旧制高校自体は新制大学に統合される形で終焉を迎えたが、新制大学発足後も、旧制高校時代に顕在化した問題の多くは、解決することなく、現在も残り続けているのではないだろうか。

そうした問題意識のもとに、旧制高校に対する文部省からの諮問会議であった「高等学校長会議」の実態解明を試みる。

本稿では、特に、長野県松本市の旧制高等学校記念館から資料提供を受けた、大正12年から大正15年の「高等学校長会議決議文書」及び当時の会議状況を伝えた新聞記事を基に、これまで解明されていない「高校長」及び「社会」が、旧制高校の入試・教育・思想等の諸問題に対し、どのような点に関心を持ち、またそれはどのような意味を持っていたのかを、資料の発見された大正時代の一時期について解明する。

2. 先行研究

今回調査の対象とした、旧制の「高等学校長会議」については、CiNii論文検索のキーワード検索では検出されなかった。「旧制高校」を研究した書籍や論文の中に「高等学校長会議」という言葉は散見されるものの、その数は多くなく、実態はほとんど解明されて

いない。

「旧制高等学校」に関する研究では、笥田知義(1975)や日本教育学会入試制度研究委員会(1983)などにより当時の「国家」等の高等学校に対する考え方や、高等学校での生徒の生活や教育活動は詳細に分析されているものの、あくまでも制度史研究が中心主題となっているという点で問題は残る。

一方で、「高校長」や「社会(今回の研究では新聞社)」等の当事者の教育観・価値観に類する研究は、高校式典等での式辞や回顧録が残るのみで、十分な解明はされていない上、旧制高等学校廃止から年数が経つにつれ、当事者の死去や資料の散逸等の理由から、十分に鍛えられた理論という段階には達していない。

本論文では、これまでの研究成果を踏まえた上で、高等学校長会議の基本的な役割が、文部省から高校入試等に対する諮問会議である点を考慮し、その答申又は建議等の決定過程で一体どのような議論が交わされ、どのような力学が働いていたのか解明することを通して、当時の当事者たちの教育観・価値観等の一端を明らかにする。

3. 調査対象期間の概要

大正12年から大正15年の旧制高校の状況については、いくつかの特徴を見出すことが出来る。今回調査する高等学校長会議では、この期間、教育、高校増設・入学者(入試)、思想問題の3点に絞って当時の状況を確認することにする。

3-1 教育問題について

大正11年に高等学校高等科自然科学教授要目を制定、以後毎年、教授要目を制定し、高等学校間での教育内容の統一化がはかられていった。

また、大正12年には、四高に臨時教員養成所が付設された他、大正14年には、新設官立高校14校で助教授定員を1人ずつ削減、陸軍現役将校学校配属令発令など教育面に関する改革もいくつも行われている。

3-2 高校増設・入学者(入試)について

まず、同年代の人口に対する旧制高校卒業率であるが、竹内(1999:34)によれば、高等学校令の改正により地名高校が増設されたこの時期においても、20歳男子数に対する旧制高等学校卒業生数は大正14年のデータでは0.86%と極めて限られた割合となっている。この割合については時代が下るにつれ旧制高校の数が更に増え卒業生数も増加することから、その割合は増すが、それでも二十歳男子の1%を超えることはなかった。

中学校卒業生の進路については、竹内(1999:29)によれば、大正12年のデータでは、高等学校・大学予科進学者は4,689人(全卒業生の18.19%)である。同年の中学校卒業生の内、就職する者が7,588人、進学する者(高等学校含む)が14,739人、その他6,826人という内訳からもけて、進学率がよくはない。その他の6,826人の中には高等学校浪

人も多数含まれ、進学は狭き門であったことが伺われる。

こうした状況を受け、大正15年には、文政審議会に中学・高校の連絡関係を検討する特別委員会が設置されている。

この期間の新設高等学校は、大正12年には姫路・広島官立、富山の県立、私立の甲南(7年制)の4校、大正13年の京城帝大予科、大正14年から15年にかけては私立7年制が成蹊・成城の2校、大阪府立浪速高校(7年制)があった。

入学試験の実施形態は、大正8年に始まった、全校共通で試験を実施し、各校ごとに選抜を行う「共通試験単独選抜試験」は大正14年に終了となり、大正15年には、全高等学校を2つに分け、受験機会を2回とした「共通試験単独選抜(二班制)試験」が開始された。

3-3 思想問題について

大正11年5月に五高に社会思想研究会が発足した。同年11月には全国学生連合会が結成され、以後、各校に同様の団体が発足していく。大正13年の高等学校長会議にて、社研の解散が申し合わせされ、以後、順次開催することになる。また、その後、大正15年に、岡田文相が、学生、生徒の社会科学禁制を内訓する。

4. 調査の方法と結果

今回の調査対象期間は資料提供の制約により、大正12年から15年の4年間とした。

まずは、上記5年間に文部省の諮問に対し提出された答申について、その決定プロセスを把握するため、朝日新聞「聞蔵ビジュアル」及び読売新聞「ヨミダス歴史館」を用い、「高等学校長会議」という用語でのキーワード検索により当時の新聞記事を抽出し、5-1に示す会議記録を作成した。

次いで、5-2で高等学校長会議から文部大臣宛に提出された答申の内容と5-1で調査した会議記録の差異を検討し、当事者の関心がどのように収斂していったかの調査をおこなった。

これらの分析を通して、公文書(諮問・答申文書)には記述されない、当事者の教育観・価値観等を明らかにする。なお、文章中の旧字等は、引用部分も含め、当用漢字、現代仮名遣いにあらためた。

4-1 新聞報道にみる会議の顛末

今回収集した決議文書には議事録・議事要旨が添付されていない。そのため、実際に、どのように会議が進められたのかについては不明である。そこで本章では、当時の朝日新聞、読売新聞に掲載された高等学校長会議関連記事を整理することで、会議の進行、答申作成に至るプロセスについての解明を試みることにする。

今回、調査対象とする期間では、高等学校長会議の議長は、文部省の専門学務局長が担

当していた。つまり、会議自体のコントロールはあくまで文部省側が行っていたと見るべきである、また、新聞報道に関しても、文部省からの情報提供によって行われていることが想定される点で、解釈の際には注意が必要である。

1923年(大正12年)

1923年の高等学校長会議は、旧制高等学校全書(1985:239)によれば、5月5日から9日まで開催された。今回の新聞報道では5月6日(日)を除く、4日間の会議状況についての記事が確認できた。なお、6日は日曜日であり会議未開催の為、記事掲載がないものと考えられる。

会議は全日ともに文部省新館にて開催され、出席者は高校側が各高校長、文部省側が松浦専門学務局長を基本出席者として、議事内容によって、参加者を追加することが行われた。

【1日目】朝日新聞(1923a)

1923年5月5日(土)は、午後1時から開始し、特に議題はなく、打合せのみ実施。

【2日目】朝日新聞(1923b)

1923年5月7日(月)は、午前9時から午後3時(正午より1時間休憩)まで開催し、高校入試について、大正13年は基本的には前年答申を基に、以下の8項目を決議した。

- (1) 各校同時に試験を施行する。
- (2) 試験問題は各校一定とする。
- (3) 試験科目は文部省で決定し大正13年1月10日前後の官報で告示する。
- (4) 試験科目、問題及び点数は文科、理科とも同一にする。
- (5) 試験は800点満点とする。国語漢文、外国語の問題には、各1問は傍線又はアンダーライン部分について訳させる長文問題を出題する。
- (6) 英語解釈は5問とし、一問は単語10字以内でアクセント及び解釈問題とする。
- (7) ドイツ語フランス語の解釈問題は5題とし、一題は単語15字以内の解釈問題とする。
- (8) 物理化学は大正8年4月21日の次官通牒にもとづき、全体にわたった出題とする。
- (9) 大正13年度から静岡高等学校は、甲(英語)乙(フランス語)丙(ドイツ語)いずれも40名を募集する。

【3日目】朝日新聞(1923c)読売新聞(1923年b)

1923年5月8日(火)は、午前9時から午後3時まで開催され、以下の5点について申し合わせ(意見交換)された。

- (1) 高校卒業者の大学入学については、大正10年大学総長協定事項で、『高等学校文科理科より入学する者はいずれの学科にも一般入学を許可するが、もし定数を超過した場合は選抜試験を実施する。入学願書の受理締め切りは各学校共に2月15日に一定し、入学希望者については文科の学部では高等学校文科卒業者を第一順位とし理科的学部では理科卒業者を第一順位としその他を第二順位とする』との規定があるが十分実行されていないた

め今後は大学側とも打合せし厳守策を検討する。

(2) 教授要目制定については、大正12年度は国語、漢文、図画科とし各学校より1名委員を選出し12月下旬に開会する。

(3) 教科書検定については、文部省図書局長から『高等学校の教科書は、近年、各学校の任意から文部大臣の認可事項になった。職員等の見識を信頼し認可しているが、中には男女関係及び思想問題等もあり、教育書認可制度が設けられてある以上、文部省としても考慮が必要になる』との趣旨説明があり、男女関係の記載のある本は使用しない。

(4) 高校体操科については、従来兵式教練を主としていたが、競技およびスウェーデン式体操など範囲が拡大しているので教員の増員や増俸を文相に申請する。

(5) 研究奨励については、高校教授が研究費を得る機会を増やすため、新たに内国研究員を設置する必要がある。

【4日目】朝日新聞 (1923d)

1923年5月9日(水)は、午前9時から12時まで開催され、以下の2点について申し合わせ(意見交換)が行われた。(1) 教授の研究奨励について、内国研究員を設ける。

(2) 対抗競技、練習試合については、全8条からなる基本方針を定める。

1924年(大正13年)

1924年の高等学校長会議は、従来年1回の開催であったが、旧制高等学校全書(1985:237)によれば、5月27日から30日の4日間(議題は転科転類等の協議他)と11月10日から14日の5日間(議題は社会科学研究会解散の申し合わせ他)の2回開催されたことになっている。

今回の調査では5月開催については29日、30日のみ、11月開催については10日のみ会議記事の掲載が掲載されている。旧制高等学校全書が指摘している社会科学研究会解散の申し合わせについては、同会議を報じる新聞記事には記載されていなかった¹⁾。

【5月開催 1日目】

5月27日開催のはずだが記事未掲載。

【5月開催 2日目】朝日新聞 (1924a)

1924年5月29日(木)は、午前9時から午後3時まで東京外国語学校にて開催された。出席者は各校長及び江木文相、松浦専門学務局長その他であり、以下の2点について、申し合わせ(意見交換)された。(1) 歴史要目制定のため教官会議を開催する。(2) 教授訓育の連絡統一について、各校の現状説明を行う。

【5月開催 3日目】朝日新聞 (1924b)

1924年5月30日(金)は、午前9時から午後4時30分まで、東京外国語学校にて開催された。出席者は各高等学校長及び松浦専門学務局長以下当局であり、前日に引き続き、教授訓育の徹底についての意見交換が行われた。また、諮問事項である、転科転類について、別に文部当局から指名された委員で調査委員を設け調査することが決定した²⁾。

よって、従来5月に行っていた諮問事項に対する答申は行われず、大正13年度は以下に記す、11月の高等学校長会議を経て11月に答申が行われている。

【高等学校長会議特別委員会】朝日新聞(1924c)

5月30日開催の高等学校長会議にて設置が決定された調査委員会(正式名称は高等学校長会議特別委員会)が、1924年11月7日(金)に文部省にて開催された。出席者は委員として委嘱された、第一、第五、第八、松本、大阪、浦和の各校長及び文部省関係者と思われるが、新聞記事に記載はない。以下の3点について審議が行われ、(1)入試は従来どおり統一実施する、(2)入学後の転科については、原則としては許可しないが、本人の事情を参酌し、かつ欠員がある場合には転科を許可する、(3)文科理科の入試採点方法は未決である、として高等学校長会議に附議された。

【11月開催 1日目】朝日新聞(1924d)

1924年11月10日(月)は、午前10時から午後4時過ぎまで文部省内で開催された。議題は11月7日に特別委員会にて審議した。入試は従来どおり統一実施する件について、審議結果の報告があり了承された。またそれに附議する事項につき協議を行った。

1924年11月11日(火)、12日(水)、13日(木)、14日(金)の記事は未掲載である。

1925年(大正14年)

1925年の高等学校長会議は、高等学校決議事項の記載から5月5日から13日まで開催された事が確認された。今回の新聞調査では5月7日から13日までの間、合計4日間の会議状況についての記事が掲載されていた。

また、新聞記事より会期中の5月9日には、高等学校長会議主査会議が開催され、高等学校長会議から附議された、二班制入試についての審議が行われた事が確認された。

【1日目】

1925年5月5日(火)は記事未掲載である。

【2日目】朝日新聞(1925a)

1925年5月7日(木)は、午前9時から午後2時(正午休憩)まで、文部省内にて岡田文相が同席の上、開催され、昨年解散を命じた各学校の社会科学研究会についての状況報告等の意見交換が行われた。

なお、各校より提出された建議事項、協議事項については、主査委員会を設置し、査定の上本会議に提出することとし、主査委員選挙の結果、二高、四高、七高、八高、松本、山口、大阪の各校長が選出された。

【3日目】朝日新聞(1925b)

1925年5月8日(金)は、午前9時から午後4時まで、文部省内にて岡田文相が同席の上、開催され、主査委員会で査定³⁾した建議事項、協議事項について、審議を行い、主査委員会提案どおり建議事項5点、協議事項2点を決議した。

建議事項：

- (1) 高校教授を内地研究員にする。
- (2) 体育奨励のため各校の経費を相当増額する。
- (3) 学校教練を振作する。
- (4) 生徒の思想を矯正し善導するための機関を文部省に設置する。
- (5) 官立高等学校に専攻科を設置する。

協議事項：

- (1) 七年制高校尋常科四年修了者で他の高校高等科に入学希望の者は、学校長の許可証明書を提出した場合に限り受験可とする。
- (2) 東大の法学部及経済学部の入試科目に対し増加を希望する。

【全国高等学校長会議主査委員会】朝日新聞 (1925c)

1925年5月9日(土)に全国高等学校長会議主査委員会が開催され、高校入試について、2回分割施行に向けた意見交換が行われ、以下7項の委員会案を策定、高等学校長会議に提案することとした。

- (1) 入試は全国の官立高校を校舎の立地により、表1左側のとおり東西両班に分け、当分の間は東班を先に前後2回連続して行う。
- (2) 志願者は前後2回の選抜試験を受験できる。
- (3) 志願者の志望校は東西両班で各1校とする。
- (4) 志願者の受験校(受験場所)は必ず志望校中の何れか1校に限る。
- (5) 前後2回試験を受ける者が、両校ともに合格した場合は、入学志望順位を付し出願する。
- (6) 班毎に同一問題を使用する。
- (7) 体格検査はあらかじめ標準を定め、受験校(受験場所)において受ける。

【4日目】朝日新聞 (1925d)

1925年5月12日(火)は、午前10時30分から午後4時まで開催され、高校入試について、以下の2点について審議がなされ、高校入試の時期1回分割施行案については、高等学校長会議主査委員会の学校の組合せ提案を表1右側のとおり修正し、試験科目については、従来のとおり選定された科目に対して行うこととしてその他の事項は原案を承認。

表1 入学試験実施分割案

班分け	全国高等学校長会議主査委員会案 (1925年5月9日)		全国高等学校長会議決議 (1925年5月12日)
第一班 (東班)	一高、二高、八高、新潟、松本、水戸、山形、弘前、東京、浦和、静岡	⇒	一高、五高、七高、新潟、水戸、山形、東京、浦和、静岡、大阪、姫路、松江、広島
第二班 (西班)	三高、四高、五高、六高、七高、山口、松山、佐賀、松江、大阪、福岡、高知、姫路、広島		二高、三高、四高、六高、八高、山口、松山、松本、弘前、高知、福岡、佐賀

【5日】朝日新聞(1925e)読売新聞(1925a)

1925年5月13日(水)は、前日に引き続き、高校入試について審議が行われ、以下の5点が承認され、その他、試験に関する細かい事は一高、浦和両校長を委員として文部省と協定することに決まった。

- (1) 各高校で文部省の指定から数科目の試験問題を選定し、文部省はこれをまとめて審査決定する。
- (2) 入学試験科目は文部省より大正14年12月25日前後の官報を以て告示する。
- (3) 試験科目を文部省において決定する際に国語漢文、外国語、数学の他、甲項及乙項に分け、甲乙から各一科目を抽選で選定する。
- (4) 試験は第一班を3月17日から、第二班を3月22日から開始する。
- (5) 志望順位は学校の志望順位を類の希望順位より先に選考する。

また、現制度では入学試験における受験外国語でドイツ語・フランス語選択者が全国の高等学校を志望できるが、これを特定高校に限定するよう改定し、特定高校に対しては生徒の為の特別教授定員一名を増加して欲しい旨、建議することが承認された。

1926年(大正15年)

1926年の高等学校長会議は、5月6日から8日まで開催された。今回の新聞調査では全日の会議状況について記事が確認できた。また、5月7日に開催された高等学校長会議入学試験制度に関する小委員会の記事も発見された。

【第1日】朝日新聞(1926a)

1926年5月6日(木)は、午前9時から午後4時30分まで文部省において開催され、高等学校側からは、25人の官立高校長、富山、浪速両公立高校長、武藤、甲南、成蹊、成城4私立高校長、北大商大、旅順工科大学の各予科主事、京城大学予科部長、台湾高等学校長、文部省側からは、松浦次官、栗屋専門局長他、関係官が出席し、諮問事項である高校入試と教授要目について意見交換が行われた。

- (1) 大正16年度入学者選抜方法については、各校長から①二班制度は答案査定の労力がかかる、②受験生の苦痛が大きい、③入学者確定の手数が煩雑、④入学者の最低点数の引上げにより、全体としてレベルは向上した、との報告及び意見があった。なお、次年度も受験生および父兄の利益のために受験の機会を2回与える原則は承認されたが、2回受験の弊害を除去策が審議され、①両班とも同一問題として答案を二通提出する②同一日の午前には一班を他の一班を午後とする等の改善案が出たが、合意には至らず、入学試験制度に関する小委員(一高、二高、四高、五高、八高、浦和、松江、松本の各校長)に附議することとなった。
- (2) 教授要目制定については、科目種類で意見が分れ、今年は一科目制定することとし、科目種類は会期中に考慮することとなった。

なお、思想問題について意見交換が行われ、各校の状況が概ね良好との報告であった。

【第2日】朝日新聞 (1926b)

1926年5月7日(金)は、午前10時から午前11時30分まで、文部省において開催され、先に各校体育主任官会議で審議された体育運動の協定について意見交換がなされたが、決定しなかった。

【全国高等学校長会議 入学試験制度に関する小委員会】朝日新聞 (1926c)

高等学校長会議第2日目終了後、同日午後3時から午後6時まで、文部省において、入学試験制度に関する小委員会が開催され、入試日数を増やさずに2回受験の制度を固守する方策が検討された。受験生の苦痛を減らす方法として①試験日数(現在9日間)を減らして、午前午後と同科目を両班の試験で行う提案に対しては、同日に両班行うのは2回受験の意味が減る、②科目数を減す提案に対しては、受験準備の弊害が大きくなる、③各科目の問題数を減らす提案に対しては、能力発揮の機会を少なくする、等の意見が出たが、結局まとまらず8日に継続審議することとなった。

【第3日】朝日新聞 (1926d)

1926年5月8日(土)は、午前10時から午後5時30分まで文部省において開催され、諮問事項である高校入試について意見交換が行われ、以下の4点が了承された。

- (1) 各班別の学校組合せは、学校側から一班二班の組合せ変更の希望が多かったが変更しない。
- (2) 国漢、数学、外国語のように比較的出題数が多い科目は出題数を減らし時間を短縮して試験日数を現在の4日から3日へ短縮する。
- (3) 両班の試験は同科目隔日交互に行い、受験者に便宜を計り準備の能率をあげる。
- (4) 試験制度は大正15年施行同様にするが、改正に伴う施行細目は後日文部省において小委員を設け決定する。

なお、思想問題について、読売新聞(1926a)によれば、同委員会にて、岡田文相から思想問題に関して、①思想問題に関する研究会、読書会等は禁止する、②個人的な社会科学に関する研究並に読書を禁止する、③他校との連合演説会を禁止する、但し校内に於ける学術講義のみは許す、④学外の演説はすべて禁止する、⑤教授の出題課題による演説を禁止する、の5項目の腹案提示があり、各校長に意見を求められた。これに対し各学校長から、①個人の研究や読書に文部省や学校が干渉するは不当ではないか、また、厳し過ぎれば却って学生の思想を深刻にするのではないか、②左傾団体があるからと、一律に学術講演や連合演説会を禁止というのは不当である等の質問ならびに反対論が行われた。

4-2 決議文書と新聞報道の差異

文部省からの諮問に対する答申文書である決議書を基に表2の対照表を作成し、文部省・高校長・新聞記者の三者の関心を分析することを試みる。基本的には文部省の関心は「諮問」に、高校長の関心は「建議事項」に、新聞の関心は表中の「◎や×」に現れ易いものと考察される。

表2 高等学校長会議決議文書と新聞報道の差異

	議案	大正 12年	大正 13年	大正 14年	大正 15年
諮問	入学定員・選抜試験	◎	◎	◎	◎
	転科転類		◎		
	教授要目制定	×	×		◎
建議事項	入試の際人物、性行を参酌するよう規程改正		○		
	高校専攻科設置			◎	
	高校教授を内地研究員にする	×		◎	
	体育奨励経費の増額及び操科教授要目制定	×		◎	
	教練の振作経費			◎	
	独仏の受入高校限及び当該校の教授定員増加			◎	
	文部省に思想善導に関する機関設置			◎	
教育視察に高校長を欧米に派遣			○		
申合事項	高卒者の大学入学許可状況を高校に通報する	○			
	第3学年の学年試験終了を3月3日以前に実施	○	○	○	○
	雇外国人教師の待遇向上を調査研究	○			
	対抗競技	◎	○		
	高校高等科学力検定試験		○		
協定事項	現役将校配属による教練実施			○	
	高校生で選挙権を有する者の政治運動			○	
	7年制高校尋常科4修者の入学願取扱方法			◎	
	東大法及経済学部入試科目の増加			◎	
	帝大・高校の教務主任書記の事務打合せ開催			○	
	帝大野球連盟主催の高専野球大会への出場			○	
意見交換のみ	教科書許可(検定)	×			
	教授訓育の連絡統一		×		
	社会科学研究会(思想問題)			×	×
	体育運動の協定				×

- ◎：新聞記事で確認され、答申されたもの
- ：新聞記事で確認されなかったが、答申されたもの
- ×：新聞記事で確認されたが、答申されなかったもの

5. 結果

今回調査対象とした5年間における当事者の考え方について、簡潔にまとめることとする。

【教育問題について】

文部省から、高校教育についての諮問は大正13年の「転科転類について」と大正15年の「教授要目について」の2回のみである。高校教育(学業)についての高校長に諮問するという形での改革は国側の意識としては大きくないことが伺われる。また、新聞社の関

心として、高校入学後の学業は高くないことが、記事の分量からも考察される。

一方、高校長から提出された答申では、新聞紙面には掲載されていない建議・申し合わせが多数ある点から、文部省に対して教育内容の改善、教員の能力向上や待遇改善など積極的に働きかけを行っていたことが伺われた。

【入試問題について】

文部省から、高校入試についての諮問は毎年行われていることから、問題意識は非常に高いことが伺われる。諮問には募集定員等に関する部分も含まれるが、多くは実施方法を問うものであった。特に、その意見が特に強く出たのは二班制入試導入を強く勧めた岡田文相在任時の大正14年、15年の同会議である。

高校長の入試に対する考えは、優秀な学力の生徒を受け入れたいという思いがある一方で、二班制実施による、入試事務の煩雑化には反対の立場をとるなど、バランス感覚を持った提案が目立った。ただ、大正14年の二班制の一回目の終了後から高校長の中からも制度廃止の意見が多く出されたにもかかわらず、大正15年の二度目を行うなど、文部省の意向に対する高校長の発言力の弱さも確認された。

新聞社の入試に関する考えは、当時の高校が同年齢男子の1%未満にしか開放されていないにも関わらず、非常に高い関心をもって報じている。また、その主張は、入学難に対する受験者の側に立った非難が主であり、一貫していた。

【思想問題について】

文部省から、高校生の思想問題についての諮問は、今回の調査期間には行われていない。ただし、会議の席上では、大正15年の会議で岡田文相の腹案が伝えられ高校長に意見を求めるなど、問題視していたことが伺われる。

高校長の、思想問題に対する考えは、大正13年建議事項の「入試で人物、性行を参酌する」や大正14年建議事項の「文部省に思想善導機関設置」など、この問題を主導するように行われていた。但し、上記岡田文相の腹案に対しては教育者として生徒の側に立った発言が目立ち、この点においても入試についてと同様、二面性を感じる結果となった。

また、答申上に記載された以外にも大正14年・15年と社会科学研究会について議論されている点から、文部省と高校長の間で、高校生の思想問題を考慮し意見交換を頻繁に行っていたことが伺われる。

新聞の、思想問題に対する考えは、今回調査対象とした期間では表明されていない。

6. 考察

今回調査では、資料の制約があるものの、これまで分かっていなかった大正後期の高等学校長会議について、決議文書及び当時の新聞記事を資料として、実像を描き出すことを試みた。

対象期間の主な議題は、主に、「教育」・「入試」・「思想」の3問題であり、会議では、時間をかけた丁寧な議論が行われていた。

本会議の議長が文部省の局長であることから、会議自体が文部省（のコントロール下にあったと考察されるものの、各高校長は、文部省の意に対し、自身の立場で発言するとともに、時に非難をするなど、各高校を代表した立場や生徒の成長を考慮した教育者としての立場での意見が散見されたことは興味深い。但し、各校長の意見が答申に加味されることはあっても、校長の意のままに答申が作成されるわけではない。

また、諮問事項からは、文部省が高校における募集定員等の数の部分に注力しているのに対し、高校長側からの建議では教育の質的向上に向けた意見が多く出されていたのは、今日の大学等のあるべき姿にも通じるものがある

但し、今回調査では、資料の制約により、限られた一時代のみ研究であった点や、高等学校以外の教育機関への調査が十分に実施されていない点で課題が残る。例えば、朝日新聞（1925年f）では、高校が二班制の入試を導入した際、実業専門学校長会議から文相に対し、成績上位者を高校が一手に入学させてしまい、実業専門学校としては劣等生を受け入れる機関になり、実業教育振興を阻害する旨の意見が上がったことが報じられている。こうした他の教育機関からのアクションに対し、文部省や高校長会議はどのような回答や行動を行ったのかについて、今回の分析では十分な解明がなされていない。

今後、師範学校や専門学校等の他の教育機関の行動も含めた包括的な分析が必要であると考える。

謝辞

本研究はJSPS 科研費（19K02854）の助成を受けた研究成果の一部である。

注

- 1)：同年12月13日付の読売新聞（1924）記事中に、11月の高等学校長会議で「高等学校社会科学研究団体取締法案が内規として可決された」旨の記述がある。
- 2)：6月19日付の文部省専門学務局長栗屋謙の通知文書（文部省 発専五六号）により、大正14年度官立高等学校入学者選抜試験並びに生徒転科等に関する件を審議する特別委員会の調査委員として第一、第五、第八、松本、大阪、浦和の各校長が選出されている。
- 3)：5月8日に主査委員会委員の選出が行われているため、5月8日午後2時以降から5月8日午前9時までの間に主査委員会を開催したものとみられるが、同会議の審議状況についての新聞記事等は未発見である。

参考・引用文献

- 朝日新聞, 1923a, 「全国高校長会議」『朝日新聞』5.6
朝日新聞, 1923b, 「改正される高校入学規程 高等学校長会議」『朝日新聞』5.8
朝日新聞, 1923c, 「高校校長会議（第三日）」『朝日新聞』5.9
朝日新聞, 1923d, 「高等学校長会議（終了）」『朝日新聞』5.10
朝日新聞, 1924a, 「高等学校長会議」『朝日新聞』5.30
朝日新聞, 1924b, 「高等学校長会議」『朝日新聞』5.31

- 朝日新聞, 1924c, 「高等学校長会議」『朝日新聞』11.8
 朝日新聞, 1924d, 「高校試験統一 従来通りに決定」『朝日新聞』11.11
 朝日新聞, 1925a, 「高等学校長会議」『朝日新聞』5.8
 朝日新聞, 1925b, 「全国高校長会議」『朝日新聞』5.9
 朝日新聞, 1925c, 「高校入学試験期の二回分割の案成る」『朝日新聞』5.10
 朝日新聞, 1925d, 「高校入学試験二回分割 委員会案修正」『朝日新聞』5.13
 朝日新聞, 1925e, 「高等学校入学試験案昨日決定す」『朝日新聞』5.14
 朝日新聞, 1925f, 「高校の分割試験に実専校側が心配」『朝日新聞』5.15
 朝日新聞, 1926a, 「二回受験の原則は来年度も不変」『朝日新聞』5.7
 朝日新聞, 1926b, 「思想問題は明日審議」『朝日新聞』5.8
 朝日新聞, 1926c, 「持ち寄り案 結局駄目 高校入学委員会」『朝日新聞』5.8
 朝日新聞, 1926d, 「高校試験は今年通り高校長会議 終了」『朝日新聞』5.9
 荻野富士夫, 2007, 『文部省の治安機能：思想統制から「教学鍛錬」へ』校倉書房
 旧制高等学校資料保存会編著, 1985, 『旧制高等学校全書（別巻）』丸善株式会社
 高橋佐門, 1986, 『旧制高等学校全史』時潮社
 竹内洋, 1999, 『学歴貴族の栄光と挫折（日本の近代12）』中央公論新社
 笈田知義, 1975, 『旧制高等学校教育の成立』ミネルヴァ書房
 笈田知義, 1982, 『旧制高等学校教育の展開』ミネルヴァ書房
 日本教育学会入試制度研究委員会編, 1983, 『大学入試制度の教育学的研究』東京大学出版会
 文部省, 1972, 『学制百年史』帝国地方行政学会
 文部省, 1923-1926, 「高等学校長会議決議書」
 読売新聞, 1923a, 「全国高等学校長会議」『読売新聞』5.6
 読売新聞, 1923b, 「全国高等学校長会議（第三日）」『読売新聞』5.9
 読売新聞, 1924, 「社会研究を叱られた学生が文相に釈明」『読売新聞』12.13
 読売新聞, 1925a, 「来年度から改まる 高等学校入学試験問題」『読売新聞』5.14
 読売新聞, 1926a, 「学制の思想研究に峻厳極まる鎮圧令」『読売新聞』5.9
 渡部宗助ほか, 1978, 「旧制高等学校関係年表」『国立教育研究所紀要』95：269-95